



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則 (人事課) 1

訓 令

- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) 2

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 4
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 4
- 沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程 6

教育委員会事項

- 職員服務規程の一部を改正する訓令 7

人事委員会事項

- 自己啓発等休業に関する規則 9
- 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 9
- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 10

規 則

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規則により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則をここに公布する。

平成19年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第103号

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規則で定める要件を定める規則

(条例第11条第2項の規則で定める要件)

第1条 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により読み替えて適用される沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。)第8条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業(条例第2条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の

初日の前日)までに、任命権者が承認したこと。

- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第8条第5項又は第9条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 通勤(退職手当条例第4条第2項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合
 - イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
 - ウ 退職手当条例第9条第4項、第10条第3項又は第15条の規定に該当して退職した場合

第2条 前条第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
- (2) 法第29条の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号の期間に準ずる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第70号

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程(昭和47年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条の6の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業の申請の手続)

第6条の7 職員は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)第2条の規定に基づき、自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに自己啓発等休業承認申請書(第4号様式の11)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請の手続)

第6条の8 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

第4号様式の10の次に次の1様式を加える

第4号様式の11(第6条の7、第6条の8関係)

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 花 城 順 孝

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第5条の3 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受け自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修のためのものうち職員としての職務に特に有用であると認められるもの又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第5条の規定により沖縄県職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 花 城 順 孝

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴くもの

第8条の2第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改め、同条第3項中「当該子」を「その子」に改める。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第10号

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 花 城 順 孝

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「修学の期間」の欄は、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」の欄は、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」の欄は、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- 5 「5 備考」の欄は、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 知 念 清

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「本条」を「この条」に、「人事委員会規則」を「沖縄県人事委員会規則」に、「沖縄県病院事業局就業規程」を「沖縄県病院事業局職員就業規程」に改める。

第7条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第11条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の申請の手続）

第11条の2 職員は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定に基づき、自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに自己啓発等休業承認申請書（第14号様式の2）に関係書類を添え、所属長を経て局長に提出しなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請の手続）

第11条の3 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2（第11条の2、第11条の3関係）

自己啓発等休業承認申請書			
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）		
2 自己啓発等休業の内容	大学等における	大学等の名称 (所在地)	()

	る 修 学	課程（修業年限）	()					
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	国 際 貢 献 活 動	活動組織						
		活動国・地域				活動分野		
活 動 期 間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで						
	活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで						
3 期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで						
5 備 考								
		申請者	年 月 日	年 月 日				
沖縄県病院事業管理者病院事業局長 殿		所属	-----					
		職 名	-----					
上記のとおり 自己啓発等休業期間の延長を申請します。		氏 名	----- ㊟					

注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「修学の期間」の欄は、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」の欄は、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」の欄は、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- 5 「5 備考」の欄は、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第17号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月27日

沖縄県教育委員会
委員長 中 山 勲

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の13を第16条の15とする。

第16条の12第1項中「第24号様式の10」を「第24号様式の13」に改め、同条を第16条の14とする。

第16条の11第1項中「第24号様式の10」を「第24号様式の11」に改め、同条第5項中「第24号様式の11」を「第24号様式の12」に改め、同条を第16条の13とする。

第16条の10の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業の申請の手続)

第16条の11 職員は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定に基づき、自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに自己啓発等休業承認申請書（第24号様式の10）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請の手続)

第16条の12 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

第24号様式の12中「（第16条の12関係）」を「（第16条の14関係）」に改め、同様式を第24号様式の13とする。

第24号様式の11中「（第16条の11関係）」を「（第16条の13関係）」に改め、同様式を第24号様式の12とする。

第24号様式の10中「（第16条の11関係）」を「（第16条の13関係）」に改め、同様式を第24号様式の11とする。

第24号様式の9の次に次の1様式を加える。

第24号様式の10（第16条の11、第16条の12関係）

自己啓発等休業承認申請書				
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等休業の内容	大学等における修学	大学等の名称 (所在地)	()	
		課程（修業年限）	()	
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
3 期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				
申請年月日 年 月 日				

沖縄県教育委員会教育長 殿

申請者 所 属
職 名

上記のとおり 自己啓発等休業
期間の延長 を申請します。

氏 名

㊟

注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「修学の期間」の欄は、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」の欄は、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」の欄は、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- 5 「5 備考」の欄は、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 6 該当する口にはレ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成19年12月27日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第29号

自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号。以下「条例」という。）に基づき、職員の自己啓発等休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条の2第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(昇給日)

第3条 条例第10条の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）第32条で定める日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第30号**沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則**

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第3号中「又は地公法」を「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をし、又は地公法」に改める。

第19条の4第2項中「又は地公法」を「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をし、又は地公法」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

第6条第2項第2号中「及び第2条第8号」を「、第2条第8号に掲げる職員及び同条第9号」に改める。

第8条第5号中「第8号」の次に「又は第9号」を加える。

第12条第2項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定による承認を受けて勤務しなかつた期間(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第3条第2項中「又は停職」を「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(平成18年沖縄県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「又は沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第6条」を「、沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第6条又は沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)第10条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月27日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第31号**勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条の2に次の1項を加える。

2 条例第6条の2第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円